

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和8年6月25日(木) 午前10時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

第1 議案第32号 幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について

第2 議案第33号 区政情報部分公開決定に対する審査請求に係る墨田区行政不服審査会への諮問について

第3 議案第34号 墨田区立菊川幼稚園の廃止について

第4 議案第35号 無形民俗文化財を墨田区登録無形民俗文化財に登録することについて(諮問)

第5 議案第36号 第23期墨田区文化財保護審議会委員の委嘱について

報告事項

第1 教育課題の進捗状況について(資料1)

第2 小学校及び中学校PTA役員退任に伴う感謝状の贈呈について(資料2)

議案第32号

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年6月25日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

幼稚園教育職員の宿日直手当について、令和8年4月分の給料月額を基に算出した基準額が、現行の手当の額を上回るため、支給額を改定する必要がある。

墨田区教育委員会訓令第7号

教育委員会事務局

区立幼稚園

幼稚園教育職員の宿日直手当支給規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第7号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年6月25日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（宿日直手当の支給額）			〔同左〕		
第2条 宿日直手当の支給額は、別表のとおりとする。			第2条 〔同左〕		
別表			別表		
単位	勤務時間	支給額	単位	勤務時間	支給額
1回につき	5時間以上の場合	<u>7,000円</u>	1回につき	5時間以上の場合	<u>6,600円</u>
	5時間未満の場合	<u>3,500円</u>		5時間未満の場合	<u>3,300円</u>

付 則

- この訓令は、令和8年4月1日以後の宿日直勤務（同日前から引き続くものを除く。）について適用する。
- 令和8年4月1日から令和8年6月25日までの間の宿日直勤務に対し、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程により既に支払われた宿日直手当は、この訓令による改正後の宿日直手当支給規程による宿日直手当の内払とみなす。

議案第34号

墨田区立菊川幼稚園の廃止について

上記の議案を提出する。

令和8年6月25日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり廃止する。

(提案理由)

区立幼稚園の適正配置の方針に基づき、菊川幼稚園を令和8年度末をもって廃止する必要がある。

墨田区立菊川幼稚園の廃止について

1 内容

令和7年6月12日開催の教育委員会において区立幼稚園の適正配置の方針を議決し、菊川幼稚園については令和8年度に新4歳児学級を編制しなかった場合、令和8年度末で廃止することとした。その後、令和8年度新入園児募集をしたところ、菊川幼稚園への入園申込がなく令和8年度新4歳児の学級は編制しないこととしたため、令和8年度末で菊川幼稚園を廃止する。

2 廃止日

令和9年3月31日

3 今後の区立幼稚園の運営

今後も継続して区立幼稚園を運営していくため、引き続きインクルーシブ教育の充実を図るとともに、先進教育の研究・実践など、教育内容の創意工夫を行い、小学校に円滑に接続するための、質の高い幼児教育を実施していく。また、区立幼稚園の教育内容や魅力を積極的に発信し、適切な集団教育を行うために必要な幼児数の確保に努めていく。

令和8年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題№		1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課		指導室	
執行 計画	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月			
	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング			
	■校内別室学級の運用														
	■巡回教員の活用														
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施			
	■教育支援センター等との連携														
	■現状の把握・分析														
進捗															
実績	5月実績 ■校内スモールステップルームの運用 ・校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） ・在籍人数合計 29 名（内訳：1 年生 8 名、2 年生 11 名、3 年生 10 名） ■巡回教員の活用（桜堤中学校以外の中学校 9 校） ・巡回校への訪問・支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■教育支援センター等との連携 ・教育支援センターとの連絡会（5 月 27 日実施） ・すみだバーチャルサポートルームの開設（6 月 17 日開設） ■現状の把握・分析 ・学校訪問時に現状を把握 進捗：○														

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

小学校及び中学校PTA役員退任に伴う感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号、細目基準地域教育支援課第15号、16号及び18号に基づき、退任した連合PTA会長、連合PTA本部役員及び単位PTA本部役員に対し、感謝状を贈呈した。

(贈呈基準)

「PTA役員に対する感謝状贈呈基準（基準1）」

2(1)イ 連合PTA会長として、引き続き1年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	交付者名義
1	橋本 亮	小P協（八広小学校） 会長	令和8年5月26日	教育長名
2	松永 亜樹	中P連（吾嬬第二中学校） 会長	令和8年5月29日	教育長名
	計	2名		

※ 小P協＝区立小学校PTA協議会

※ 中P連＝区立中学校PTA連合会

(贈呈基準)

「PTA役員に対する感謝状贈呈基準（基準1）」

2(1)ハ 連合PTAの副会長、会計、会計監査、理事又は書記として、引き続き1年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	交付者名義
1	飯島 勇樹	小P協（言問小学校） 副会長・理事	令和8年5月26日	教育長・連合PTA会長連名
2	本多 利恵子	小P協（横川小学校） 副会長・理事	令和8年5月26日	教育長・連合PTA会長連名
3	瀧澤 伸光	小P協（隅田小学校） 会計・理事	令和8年5月26日	教育長・連合PTA会長連名
4	やしま 祐輔	小P協（小梅小学校） 理事	令和8年5月26日	教育長・連合PTA会長連名
5	吉住 研	小P協（東吾嬬小学校） 理事	令和8年5月26日	教育長・連合PTA会長連名
6	石川 秀樹	小P協（外手小学校） 理事	令和8年5月26日	教育長・連合PTA会長連名
7	若杉 恵博	小P協（柳島小学校） 理事	令和8年5月26日	教育長・連合PTA会長連名
8	土屋 智司	小P協（二葉小学校） 理事	令和8年5月26日	教育長・連合PTA会長連名
9	石原 文子	中P連（両国中学校） 会計	令和8年5月29日	教育長・連合PTA会長連名
10	杉野 礼子	中P連（吾嬬立花中学校） 書記	令和8年5月29日	教育長・連合PTA会長連名
	計	10名		

※ 小P協＝区立小学校PTA協議会

中P連＝区立中学校PTA連合会

(贈呈基準)

「PTA役員に対する感謝状贈呈基準（基準1）」

2(1)ニ 単位PTAの副会長、会計、書記又は庶務として、通算5年以上在職したもの。

No.	被贈呈者	該当職歴	贈呈年月日	交付者名義
1	ながつ 瑞予	押上小学校・文花中学校 庶務	令和8年5月8日	単位PTA会長・教育長連名
2	かとう あゆ美	曳舟小学校・文花中学校 書記・庶務	令和8年5月8日	単位PTA会長・教育長連名
3	さいとう 美奈	押上小学校・文花中学校 会計	令和8年5月8日	単位PTA会長・教育長連名
4	しもやま 三知江	文花中学校 副会長・庶務・書記	令和8年5月8日	単位PTA会長・教育長連名
5	ふくしま かなえ	文花中学校 庶務	令和8年5月8日	単位PTA会長・教育長連名
6	なかむら 由希子	小梅小学校・墨田中学校 副会長・庶務	令和8年5月22日	単位PTA会長・教育長連名
7	なぎ 佑子	小梅小学校・墨田中学校 庶務	令和8年5月22日	単位PTA会長・教育長連名
	計	7名		